

○宍粟市山崎文化会館条例

平成17年4月1日

条例第204号

改正 平成17年12月27日条例第251号

平成20年12月24日条例第33号

令和4年12月19日条例第35号

令和5年3月14日条例第27号

(設置)

第1条 地域住民の文化の向上と福祉の増進に資するため、宍粟市山崎文化会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山崎文化会館

位置 宍粟市山崎町鹿沢88番地1

(業務)

第3条 会館は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 住民の教養及び文化の向上のための催しに施設を供すること。
- (2) 住民の諸会合のために施設を供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の目的を達成するために必要な業務

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日
 - ア 毎週月曜日
 - イ 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げることができる。

(使用の許可)

第5条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 会館の使用を申請できる時間帯は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前9時から正午まで
- (2) 午後1時から午後5時まで
- (3) 午後6時から午後10時まで
- (4) 午前9時から午後5時まで
- (5) 午後1時から午後10時まで
- (6) 午前9時から午後10時まで

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる時間帯の使用は、前項各号の時間帯の開始時刻を繰り上げ、又は終了時刻を繰り下げて引き続き使用する場合に限り、申請できるものとする。

- (1) 正午から午後1時まで
- (2) 午後5時から午後6時まで
- (3) 前条第2項の規定により開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げた場合における正規の開館時間以外の時間（以下「開館時間外」という。）

4 市長は、前項の許可に当たり、会館の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことがある。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 建物又は器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、会館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用条件の変更を命じ、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 第5条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 災害その他不可抗力により、会館の運営上緊急やむを得ない事態が発生したとき。
- (6) 市長又は係員の指示に従わないとき。
- (7) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等により、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 第5条の規定により会館の使用の許可を受けた者は、市長に当該施設の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める額とする。ただし、当該額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 使用料は、その使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、当該使用料を後納させることができる。

(使用料の不還付)

第9条 市が、既に収入として収受した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により、第7条による変更、停止及び取消しの承認を受けた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の承認及び指示)

第10条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の申請と同時にその旨を申請して、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 特別の設備をしようとするとき。
- (2) 備付け以外の器具を使用しようとするとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、特別の設備をすることを命ずることができる。

(入館制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては会館への入館を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者及び他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく鉄砲、刀剣の類及び爆発物その他の危険物を携行する者
- (3) 許可なくして営業行為をし、又は張り紙若しくは広告を行う者
- (4) 前3号のほか、市長又は係員の指示に従わない者

(保安の責任)

第12条 使用者は、使用期間中入場者の整理及び警備の責めを負うものとする。

(係員の立入り等)

第13条 使用者は、使用中の場所に係員が職務執行のため立ち入るときは、これを拒むことができない。

2 使用者は、係員の指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 会館の管理は、宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年宍粟市条例第15号）の定めるところにより、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により会館の施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、前条までの規定中「市長」及び「市」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、第4条第1項ただし書及び第8条第2項に規定する部分については、市長の承認を得なければならない。

4 第1項の場合において、利用料金については、指定管理者に収受させる。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が会館の施設管理上必要と認める業務

(利用料金の読み替え)

第16条 第14条の規定に基づき、会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第8条以降の条項及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第2項中「別表に定める額」とあるのは「別表に定める使用料の範囲内で市長が認めた額」と、「これを切り捨てる」とあるのは「指定管理者が定める方法により処理する」と読み替えるものとする。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、会館の使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、会館又は附属設備等を原状に復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、会館又は器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(使用权の譲渡禁止)

第19条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山崎文化会館条例（昭和62年宍粟郡広域行政事務組合条例第11号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年12月27日条例第251号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の宍粟市山崎文化会館条例（平成17年宍粟市条例第204号）第17条の規定により管理委託している施設については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定期間の開始日の前日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月24日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宍粟市山崎文化会館条例の規定は、この条例の施行日以後の会館の使用について適用し、施行日前の会館の使用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月19日条例第35号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

(分担金に係る経過措置)

2 施行日以前に行った工事その他の行為に係る分担金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金に該当するもので、この条例により改正するものをいう。）については、

なお従前の例による。ただし、施行日以後に徴収する金額を決定する分担金については、この限りでない。

(使用料に係る経過措置)

- 3 施行日前の使用又は利用に係る使用料(地方自治法第225条の規定による使用料に該当するもので、この条例により改正するものをいう。)については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に徴収する金額を決定する使用料については、この限りでない。

附 則 (令和5年3月14日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宍粟市山崎文化会館条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、施行日以後の宍粟市山崎文化会館の使用に係る料金(以下「使用料」という。)について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に使用の許可を受けている施行日以後の使用料については、新条例別表の規定を適用する。

別表 (第8条関係)

	使用時間 使用区分	使用料							
		午前	正午	午後	夕方	夜間	午前 午後	午後 夜間	終日
		午前9時 から正午 まで	正午から 午後1時 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
ホール		円	円	円	円	円	円	円	円
	平日	10,455	3,636	15,000	4,375	20,000	24,091	30,910	41,364
	土曜日	13,637	4,740	19,546	5,397	23,637	30,000	38,182	50,000
	日曜日及び 祝日								
リハーサル室		1,364	454	1,819	522	2,364	2,728	4,091	4,910
楽屋	第1楽屋	455	182	819	227	1,000	1,182	1,637	2,182
	第2楽屋	728	285	1,273	363	1,637	1,819	2,364	2,909
特別会議室		1,091	389	1,637	454	2,000	2,273	3,000	3,637

会議室	909	324	1,364	386	1,728	1,909	2,819	3,364
研修室	2,182	740	3,000	852	3,819	4,364	6,546	7,909
和室	909	337	1,455	454	2,182	2,364	3,455	4,091
茶室	273	117	546	159	728	819	1,182	1,364

備考

- 1 ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 使用者が入場者から千円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。
150/100
 - (2) 使用者が入場者から千円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。
200/100
 - (3) 練習、録音等に使用するとき。 70/100
 - (4) 本番のための準備及びリハーサルに使用するとき。 30/100
- 2 ホールを使用するとき（舞台のみをリハーサル等に使用する場合を除く。）は、第1楽屋及び第2楽屋は無料とし、第2楽屋を間仕切で2室に分けて使用するとき、それぞれ基本使用料の1/2の額とする。
- 3 研修室を間仕切で1/3室又は2/3室に使用するとき、それぞれ基本使用料の1/3又は2/3の額とする。
- 4 営業のための宣伝等や商品の展示又は展示即売をするために使用するとき、基本使用料の200/100の額とする。
- 5 開館時間外において、使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合はそれぞれ2時間を限度とし、その1時間当たりの使用料は、使用許可を受けた区分の基本使用料（備考1第1号及び第2号並びに備考4に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）の1時間当たりの額（1円未満の端数があるときは切り捨てる。）の130/100の額とする。この場合において、超過又は繰り上げて使用する時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 6 冷暖房を使用するときは、基本使用料の50/100を加算する。
- 7 備考の1から6までの規定による使用料の算定において、1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。